

令和5年11月27日

京都市文化市民局

〔担当：文化芸術都市推進室〕
文化財保護課
電話：075-222-3130〕

令和5年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会の開催（非公開）

この度、京都市では、令和5年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会を開催します。
なお、本審査会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報を取扱うため、非公開とします。

1 日 時

令和5年12月4日（月）午後6時から午後7時30分まで

2 会 場

京都市役所 分庁舎地下1階 文化市民局第一会議室
（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

3 議 題

令和5年度京都を彩る建物や庭園の選定及び認定について

※ 非公開理由…議論となる建物や庭園が個人所有のものを含むため

4 委 員

（敬称略、50音順）

氏 名	役 職 等
石田 潤一郎	武庫川女子大学教授
井上 えり子	京都女子大学教授
惠谷 浩子	奈良文化財研究所主任研究員
栗山 圭子	京都新聞総合研究所副所長、THE KYOTO 編集長
嶋瀬 明彦	市民公募委員
清水 重敦	京都工芸繊維大学教授
藤井 容子	京都岡崎魅力づくり推進協議会コラボレーター、まいまい京都事務局
町田 香	瓜生山学園 京都芸術大学准教授
吉田 友彦	立命館大学教授

(参 考)

■ 京都市市民参加推進条例（抄）
（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

■ 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（一部）

○ プライバシー情報（第7条第1号）

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの